

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」に基づく施策の推進について

都における計画の推進体制

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」においては、取組内容として特に支援調整会議の開催等を通じて民間団体を含む関係者が連携して支援していくことを明記。

計画推進委員会とともに、支援調整会議を立ち上げ、関係機関との連携を強化し、女性への支援の充実を図っていく。（会議の体制は別紙1）

区市町村との連携

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」においては、特に重要な取組内容を、指標として以下のとおり掲げている。

①女性相談支援センターが行う個別ケース検討会議に本人が参加する割合、②一時保護委託先の数、③女性相談支援センターが実施する研修に参加した女性相談支援員の数、④協働する民間団体数、⑤法に基づく基本計画を策定している区市町村数、⑥支援調整会議を設置している区市町村数

このうち、③女性相談支援センターが実施する研修への参加、⑤基本計画の策定、⑥支援調整会議の設置（④民間団体との協働を含む。）について、生活福祉、児童福祉、女性政策（男女平等参画）等の各分野の区市町村の会議等を通じて依頼した。（依頼内容は別紙2）

引き続き、区市町村の取組状況を把握すると共に、取組状況の情報共有など、施策の推進について区市町村と連携していく。

	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会	東京都困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議	(東京都若年被害女性等支援事業連携会議)
設置根拠	・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会設置要綱」	・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 15 条第 1 項	・ 国「若年被害女性等支援事業実施要綱」都道府県等は行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置 ・ 都「若年被害女性等支援事業実施要綱」事業者に対して関係機関連携会議への参加を義務付け
目的・内容	「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の推進を図る。(専門家会議)	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために 必要な情報の交換 を行うとともに、女性への 支援の内容に関する協議 を行う。(連絡調整会議)	若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。
会議の構成	本委員会のみ	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議	課長会、担当者会、ケース検討会
開催予定	① 7 月 30 日、② 1 ～ 2 月頃	代表者会議は 10 ～ 11 月頃	(支援調整会議において実施)

両会議とも、**民間団体等の関係機関と連携した支援を行うために情報共有、協議を行う**という点で共通

➤ **支援調整会議において、若年被害女性等支援事業連携会議の役割を兼ねて実施**

※国の「若年被害女性等支援事業実施要綱」において、関係機関連携会議について既存の会議等を活用することも可能である旨、令和 6 年度から追記

「代表者会議」

地域における支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う。

「実務者会議」

関係機関の実務者間での情報共有や支援に関わる課題についての意見交換等を行う。

「個別ケース検討会議」

一時保護、女性自立支援施設への入所による自立支援の際等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論

新法の施行を踏まえ課題となっている事項

1 女性相談支援員の人材育成

ヒアリングやパブコメを通して「困難で複合的な問題に直面している女性を支援するにあたり、女性相談支援員の育成を図ること、ソーシャルワーク等の研修を行うことが必要」という意見が複数寄せられた。

2 地域における連携の不足

自治体内における関係機関の連携がとれておらず支援に支障をきたしているといった意見や、民間団体との情報共有の不足に関する意見がヒアリングやパブコメを通じて多く出された一方、先行して民間団体と情報交換・連絡調整を行う会議を立ち上げた自治体の取組を評価する意見が複数あった。



以下の取組を各自治体内で進めていただくことが重要。都の計画においても今後計画の評価を行う上での指標としている。

女性相談支援センターが実施する研修への積極的な参加

令和６年度以降、相談支援に必要な女性福祉、児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、配偶者暴力被害者支援といった内容の講義やソーシャルワーク演習を含む階層別研修を実施する予定であり、積極的に受講いただきたい。

支援調整会議の設置

支援調整会議の開催により、地域において困難な問題を抱える女性の実態や不足する社会資源の把握、民間団体や関係機関等と協働した女性の支援が可能になるため設置をお願いしたい。

※「困難な問題を抱える女性への支援のためお施策に関する基本的な方針」においては、支援調整会議は地域における全体像の評価等を行う「代表者会議」、個別ケースの定期的な状況確認等を行う「実務者会議」、個別の詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議」に段階を分けて実施することが考えられるとされている。

各区市町村における基本計画の策定

地域の特性に応じて支援対象者が必要な支援を受けられる体制を確認・整備するため、計画の策定をお願いしたい。